

議 長  
確認印

議会運営委員会会議録

1、開会の日時 閉 会	平成 30 年 6 月 11 日 14：00 平成 30 年 6 月 11 日 14：20
2、場 所	委員会室
3、出席した委員	割貝寿一、小林達信、鈴木安次、鈴木 茂、吉田克則
4、欠席した委員	なし
5、出席を要求した者	副議長
6、職務のため出席した者	議長、 事務局長、書記
7、付議事件	第 1 定例会の検証について
8、議事の経過	<p>小林達信副委員長が開会 割貝寿一委員長あいさつ 第 1 定例会の検証について 委員長：定例会の検証を行う。区分ごとに行う。 委員長：会期についてはどうか。 吉田委員：休会日の取扱いについて、会期中の議員の責任はどうなるのか。事務局で確認願いたい。 委員長：土、日は休日であり、議員は議案の検討ができる。事務局でどうか。 事務局長：埜町は土日を入れて議案の検討をする時間を取っているのではないかと思う。 鈴木(安)：会期とは通期（国会も同じ）であり何の問題もない。埜町の土日を入れることは議案を見ることができるのでいいことである。 事務局長：休会の議員の責任については後日調べる。 委員長：次の 1 日目についてはどうか。 （諸般の報告、議案説明は適切か。問題なし） 委員長：2 日目、3 日目（一般質問）についてはどうか。 鈴木(安)：町長の答弁は答弁書を読むだけであり、質問しないことも読んでしまう。議案審議の時も含めて、町長の考えが反映されている答弁なのか疑問である。議長名で申し入れをするべきである。検討願いたい。 委員長：町長答弁としては課長が用意したものを読むのは悪いことではないと思う。他に意見はあるか。 鈴木(茂)委員：答弁書を読むのはいいが、町長自身の考えが入っているのか。答弁書の文中に町長の考えがほとんど入っていないように思える。 委員長：議員から見ればそう見えるが、町長としては自分の意見であると言っている。 事務局長：一般質問の答弁については、事前に町長と課長で打ち合わせしているので町長の意見であると思う。</p>

委員長：答弁書を読むのが宮田町長のスタイルなのではないか。そこは町長に対し意見は言えない。

小林委員：鈴木安次議員の教育長に対する質問は、議員として品位を疑われる発言ではなかったかと思うが。（教育長がムツとしていた。）

委員長：確証がなければ発言は控えたほうがよい。言葉づかいもある程度丁寧にするよう注意すべきである。

吉田委員：一般質問者数が多いことはいいことである。アンケート結果で答弁者の内容が解らなかったが多かった。よくわかったが0人だった。町にアンケート結果を伝えるようにしたほうがよい。

委員長：アンケート結果は伝えている。

委員長：他になければ次に全体について何かあるか。

小林委員：鈴木安次議員の質疑に対し町長が「議員が直接課長に聞いてもらいたい。」との発言は議会軽視も甚だしい、議運として申し入れすべきである。

鈴木安次委員：議案審議であるのに、町長答弁がそれに対し「できればお願いしたい。」と言った。「課長のところに行って聞いてもらいたい」の発言は議場での答弁としては議会軽視も甚だしい。全国にも例のない答弁である。

小林委員：議長と議運委員長で申し入れ書を町長に持っていくしかない。

委員長：このことは、何らかの行動を起こすことにしたい。その場で町長の訂正がなかった。

吉田(克)委員：アンケートと一緒に文書で町に申し入れるべき。

議長：議長と委員長名で申し入れ書を提出することにしてはどうか。

委員長：本日付けで申し入れ書を提出することとする。

吉田委員：アンケート結果については、各議員に周知（タブレット）してほしい。また、アンケート結果で70歳代男性から音声が低いので拡声器の要望とあった。議員に大きな声で話すよう周知したほうがよい。

委員長：他に検証についてあるか。

（なし）

委員長：以上で議事を終了する。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長